

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月13日（火）午前8時55分から午前10時26分
2. 開催場所 山江村役場 2階 大会議室
3. 出席委員（13名）

農業委員	6名
推進委員	7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第40号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第41号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程7 議第42号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程8 議第43号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程9 議第44号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程10 議第45号山江村農用地利用集積計画（第9次）に対する意見決定について
 - 日程11 議第46号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について
 - 日程12 その他
 - 日程13 今後の行事
 - 日程14 閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長

しては、9月の総会で議第34号にて非農地証明の承認を行った場所でございます。承認をいただいた後に事務処理を行う上で、相対契約が4筆とも締結されていたことが判明いたしましたので、今回、解約通知を催促して提出をされたということでございます。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員、推進委員どちらの委員の方からも意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第40号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第40号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第41号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

はい。それでは議第41号についてご説明いたします。総会資料の5ページをお開きください。議第41号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和4年12月13日提出、山江村農業委員会会長。6ページ目から7ページまでが解約通知書と合意解約書の写しです。場所につきましては5筆ございまして、(場所について説明)。以上5筆、合計面積が3,692㎡というふうになっております。解約の理由につきましては記載のとおりとなっております、8ページに地籍図を添付しておりますが場所につきましては、(場所について説明)。この5筆につきましては、今回 耕作ができないという理由で合意解約の申請が出されておりますが、3条の申請が後ほどの議題として上がっております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

農業委員の方、推進委員の方、質疑・意見等がないようですので、それでは、採決をいたします。議第41号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第41号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程7、議第42号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

はい。それでは、議第42号についてご説明いたします。総会資料の9ページをお開きください。議第42号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通があったので承認を求め。令和4年12月13日提出、山江村農業委員会会長。この案件につきましても以前ですね、別の議案を出させていただいて承認をいただいた後に賃貸借の契約があったということで、合意解約の催促をしたということでございます。10ページ目から11ページ目までが解約通知書と合意解約の写しとなります。場所につきましては2筆ございまして、(場所について説明)。耕作をしなくなった理由としましては10ページの下の方に書いてあるとおりということでございます。12ページに地籍図を添付しておりますが、先月の総会でですね5条の申請があったところで承認をいただいている場所でございます。(所在について説明)。この土地につきましても転用の許可もですね県の方に出しておりまして、県からも承認をいただいている場所があります。事務処理を進めていくうえで相対契約がされていたということで、今回合意解約を催促したところであります。申請をされた時に

聞き取り等を十分に行わずにですね、私たち事務局の方が総会にかけたということで、総会で承認をもらった後にデータ等を調べた時にこういった契約の内容があったということで、解約と売買との承認が前後したということで大変申し訳なく思っております。今後は申請があった際にですね、データ等で十分に確認をして契約が締結されていた場合には合意解約を先に促すようにしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。以上でございます。

議長

はい。事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見等ないので、それでは採決をいたします。議第42号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第42号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程8、議第43号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」に係る案件がございます。〇〇農業委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇農業委員 退席) 9時08分

議長

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第43号についてご説明いたします。総会資料の13ページをお開きください。議第43号「農地法第3条の規定による、

許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和4年12月13日提出、農業委員会会長。14ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等につきましては、譲渡人が〇〇郡〇〇町、譲受人が〇〇区の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりで1筆が311㎡でございます。総額〇〇円での売渡しとなっております、経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。15ページが申請書の写しとなっておりますのでご覧ください。16ページから17ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては18ページの調査書のとおりとなっております。ご確認ください。なお、現地調査につきましては申請者及び担当委員の代理で会長と担当推進委員と共に12月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので私より補足説明をいたします。12月6日11時40分頃より譲渡人の方、譲受人の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地確認を行いました。(場所について説明)。この畑については譲渡人の方が、引っ越しを何十年前前にされたわけですが、それ以降、今回の譲受人の方がずっと耕作をされてきたということであります。高齢となりこれから山江の方に来ることもなくなるかもしれないということですので今回の申請になったようであります。これからも譲受人の方がずっと耕作をされるというふうに思いますので、審議の方よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

推進委員の方から、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第43号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により議第43号は原案のとおり決定いたします。

(〇〇農業委員着席) 9時12分

議長

次に日程9、議第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第44号についてご説明いたします。総会資料の19ページをお開きください。議第44号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和4年12月13日提出、山江村農業委員会会長。20ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の内容でございます。(申請人について説明)。許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりであります。計7筆で総面積が5,065㎡でございます。この7筆のうち1番から5番の5筆につきましては、先ほど議第41号で承認をいただきました合意解約があった所でございます。総額〇〇円での売渡しとなっております。経営計画等の内容につきましては記載のとおりとなっております。21ページから22ページまでが申請書の写しとなっておりますのでご確認ください。23ページ目から28ページ目まで、複数枚に亘っておりますけれども位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2号各号の判断につきましては、29ページの調査書のとおりとなっております。なお現地調査につきましては申請者の譲受人及び担当委員の会長と担当推進委員と共に12月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので私より補足説明を行います。12月6日、10時25分頃より譲渡人の方は欠席されたので譲受人の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で現地確認を行いました。(申請地所在について説明)。この所有権移転の申請で懸念し

ていた事は、譲受人の方に農作業の実態があるかどうかということでしたが、現在1町ほどの農地で耕作もされているということでした。この、〇〇と〇〇につきましては、先ほど合意解約がなされた所ですが、新たに賃貸借の契約を結ぶということでもあります。畑の方は写真でご覧のとおり耕作放棄地で山林化をしておりますので後では非農地の方へいくんじゃないかと思っているところでもあります。皆様の審議の程よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、同様に立会いをしました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

6番農業委員 ちょっといいですか。

議長 はい。6番農業委員。

6番農業委員 この書類の21ページと22ページの書類なんですけど、土地の番地とか面積とかは一緒というわけじゃないんですか。

議長 21ページと22ページの。

6番農業委員 例えば、21ページの方 〇〇ですね。2千なんぼと書いてありますけど22ページには入っていないんで。

事務局長 よろしいですか。21ページの2番のですね許可を受けようとする土地の所在地等が7筆あるもんですから、21ページに3筆しか書けないんですよ。4筆目からが、この22ページの方、これまた2番て大きく書いてありますので。続きです。すみません、説明が足りませんでした。7筆分が記載してあるということでございます。すみません。

6番農業委員 分かりました。すみません。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方から、ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員会の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、質疑・意見がないようですので、採決をいたします。議第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第44号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程10、議第45号「山江村農用地利用集積計画（第9次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議第45号についてご説明いたします。総会資料の30ページをお開きください。議第45号「山江村農用地利用集積計画（第9次）に対する意見決定について」令和4年山江村農用地利用集積計画（第9次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和4年12月13日提出、山江村農業委員会会長。31ページ、32ページが意見書の写しです。33ページが総括表となっております。めくっていただいて、34ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。一覧表が複数ございますけれども、まず、お開きのページにつきましては、農地中間管理事業を利用した分で、今回申請されましたのは、賃借権の新規設定が3件、案件の総面積は18,993 m²となっております。35ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっております。34ページと内容はあまり変わっておりませんが、受け手については、右側の欄の記載のとおりとなりますのでご確認ください。36ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、公社を通さず相対での利用権設定となっております。今回申請されましたのは、賃借権の新規設定が1件、案件の総面積が2,223 m²でございます。以上4件、21,216 m²が今回の集積となります。

それでは、賃借権の新規設定1件2筆についてご説明いたします。総会

資料の37ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、(申請人について説明)。38ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。以上2筆の総面積が1,557㎡でございます。期間は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。39ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっておりますので農業公社と受け手の方の契約の内容というふうになっております。40ページから42ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員と担当推進委員とともに12月6日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。12月6日午前10時05分より、借り手の方、貸し手の方、事務局長、そして担当推進委員、そして私の5名で現地調査を行っております。場所としましては、〇〇の方に200メートルほどですかね、行った所でございますけれども、大変、山近くであるわけですが、栗園の多い所でございます、今栗が栽培されております。その一角にあるわけですが、現在剪定、草払いの方も綺麗に行われておりまして防護柵もしてあります。貸し手の方は1人で住んでいて、どうしても手が届かないということでございました。また、借り手の方は若くてやる気満々で自分の仕事を持ちながら、朝夕と、そして仕事を終わってからでも作業する姿をよく見かけておりますし若者の見本になるんじゃないかと思っております。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。別にありません。

議長

はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定 1 件 2 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 2 筆分につきましては原案のとおり可決します。

議長

続きまして、賃借権の新規設定 1 件 3 筆分について事務局の説明をお願いします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定 1 件 3 筆分についてご説明いたします。総会資料の 4 3 ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。4 4 ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。以上 3 筆の総面積が 15,735 m²でございます。期間は 5 年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりとなっております。4 5 ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。農業公社と借り手の方の契約内容となっております。ご確認ください。4 6 ページから 4 9 ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。4 7 ページ、面積が広くございまして、写真を載せておりますけれども殆ど栗園が生い茂っているということで、2 枚載せておりますけれども見にくくて申し訳ございません。現地調査につきましては、担当の会長職務代理者と担当推進委員とともに 1 2 月 6 日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので会長職務代理者より補足説明をお願いいたします。

会長職務代理者

はい。それではご説明いたします。1 2 月 6 日 9 時 3 0 分より、貸し手の方、借り手の方、事務局長、担当推進委員、そして私の 5 名で現地確認を行いました。(場所について説明)。上がって行くんですね、やっぱり 1 丁 5 反ほどくらいあるもんだから、一山が栗山という感じがいたしました。貸し手の方も高齢で〇〇歳と聞きました。高齢で公社を通してやられるそうです。借り手の方も現在、栗山を綺麗に整備されていて、剪定の方も習いながらやっているそうです。慎重な審議をお願いします。

以上です。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 はい。1つですね、49ページの写真の青いトタンの所があるんですけど、かなり面積が広いもんですから、ここで収穫してイガを向いて作業をされるようにしてある所でした。要するに家に持って帰ってもあれなので、もう全部、機械も何もかも揃っているという状態ですので。以上です。

議長 はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件3筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件3筆分については原案のとおり可決します。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の50ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介した〇区の方でございます。51ページをご覧ください。利用権を設定する土地は、(申請地所在について説明)。期間は10年。

賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。52ページをご覧ください。52ページにつきましては賃借権設定の転貸関係の書類でございます。農業公社と借り手の方の契約の内容でございます。ご確認をお願いいたします。53ページ目から54ページ目までに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員と共に12月6日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。12月6日午前9時より現地確認を行っております。立会いには出し手の方、借り手候補の方、事務局長、担当推進委員、と私の5名で行っております。場所はですね53ページの写真で言いますと、右から左に走る道がフルーティロードになります。(場所について説明)。現地は既に耕作されて牧草の種も蒔いてありました。借り手候補の方は専業で農業をされていらっしゃる方が多いです。多岐に渡り農業をされている方が多いです。今後5年間は牧草を作られる予定とのことですので。以上です。よろしく申し上げます。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり可決します。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の55ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇市の方、借り手が〇〇の方でございます。56ページをご覧ください。利用権を設定する土地は、(申請地所在について説明)。期間は1年。賃借および利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては、記載のとおりとなっております。57ページ目から58ページにかけて、地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員と共に12月6日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。それでは説明いたします。12月6日火曜日午前11時20分より現地にて貸し手の方、借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の5人で立会いをしてきました。場所は57ページの方(場所について説明)。出し手の方が体調を崩されているみたいで、借り手の方もこの付近でタバコなどを作られている農家の方で圃場も近くにあるのでそちらにお願いしたいとのことでした。それでまた体調が戻れば作付けとか耕作の方はしたいのでとりあえず1年はお願いしますという話でした。大丈夫とは思いますが、皆さんの慎重な審議をよろしく申し上げます。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 別にありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては原案のとおり可決します。以上4件全事案とも全員賛成となりましたので、議第45号につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長

次に日程11、議第46号「山江村農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第46号についてご説明いたします。別紙でお配りしている総会資料をご覧ください。議第46号というのが一番上にきている資料をお配りしているかと思えます。よろしく申し上げます。議第46号「山江村農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条及び同法施行規則第3条の2の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について意見を求める。令和4年12月13日提出、山江村農業委員会会長。この議題の裏面に意見書の写しを添付しております。なお今回の変更は、この整備計画が5年に1度の全体見直しということになっておりまして、今年度が見直しの年ということになっております。次のページから整備計画書の写しを添付しております。今回、変更となる土地の案件等につきましては最後の方に一覧表を載せておりまして、(一覧表について説明)。除外の理由といたしましては、①農業上の利用が見込まれない山林・原野 ②地形や自然条件等、或いは集落に介在する小規模農用地 ③公共転用された土地等 ④具体的な開発計画の用地として確保する土地 ⑤農業経営に支障を及ぼさない農地であってライフラインが整備されている主要道

路に隣接する農地などが今回見直しの案件ということになっております。本来であれば現地調査を全筆行わなければならないところですが、確認がなかなか時間的余裕もないということでもありますので、今からです、しばらくの間、時間をいただきながらご確認をお願いできればと思っております。(前回の農業振興地域整備計画について説明)。資料はですね、こちらにそれぞれの農業委員・推進委員さんの担当地区ごとに一覧表、皆さんに今つけてるのは全筆載ってるんですけど、担当地区の今回見直しをする地番と字図、黄色で塗っている所は農振地ですけど赤で囲っている所を今回除外するということになっておりまして、その地図を載せております。同じものの航空写真をつけております。(資料について説明)なお協議に切り替えていただいた後には農政の担当も呼びますので意見・質問等あられるところはですね何なりと申し出ていただければと思います。以上でございます。

議長

はい。事務局の説明が終わりましたので、しばらくの間、内容確認をお願いいたします。

議長

ここからは協議に切り替えます。

(協議) 9時47分～10時21分

議長

内容確認も終わったようですので、議事に戻ります。

議長

これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。今回の山江村農業振興地域整備計画の変更につきまして、農振除外に異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第４６号につきましては原案のとおり決定いたします。

事務局長 よろしいでしょうか。すみません、今 農振地域整備計画の意見につきましては問題ないということでご決定いただきありがとうございます。今後につきましては、今日の農業委員さんの決定を基にしてですね、山江村の農業振興地域の整備促進協議会というのがございますので今度はそちらの方に、今日の計画書はまたお渡しして審議をしてもらうということになります。そこでも異論がなければですね、今後は告示と事務処理を行いながら熊本県へ提出して、再度 熊本県から審査を受けてですね、その後の６月の山江村議会に上程をして承認をいただくと、そこから交付されるということになりますので、今しばらく、まだこの整備計画につきましては、内容を村の方としては審議していくことになりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 はい。次に日程１２「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長 その他について説明。
○ホームページ用議事録（案）について
○熊本県農地利用最適化推進ブロック研修会について
○研修について
○意見交換会について

議長 皆様から他にありませんか。

（なしの声）

議長 それでは次に、日程１３「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 今後の行事について説明。

議長 はい。それでは日程１４「閉会」に移ります。以上をもちまして、農業委員会１２月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

令和4年12月13日(火)午前10時26分終了

議長_____

委員_____

委員_____